



大切な住まいを守るために

分譲マンションは住民が皆で管理するもの。「自分のマンションの管理は上手くいっているの?」「皆の合意が得られないけどどうしたらよいのか?」といった疑問や困りごとに対応するために市では支援制度などに取り組んでいます。

役員の担い手不足や管理費滞納の解消などのお悩みを解決!

所沢市マンション管理適正化推進条例

現在、市内では周囲への危害や周辺地域へ悪影響を及ぼすような分譲マンションは見受けられませんが、将来管理不全にならないように、今のうちから管理の適正化のための仕組みを作ることが大切であると考え、「所

沢市マンション管理適正化推進条例」を制定しました。当条例で、市や管理組合などの役割を明確にし、管理状況の届け出を義務化することなどを定めました。



マンション管理アドバイザー派遣制度

市では、分譲マンションの管理についてお困りの方に、分譲マンションの管理に関して専門的な知識を持っているアドバイザーを派遣しています。この制度は、管理組合の運営や財務に関することなどについ

てアドバイザーから助言や情報提供を行うものです。また、一つの分譲マンションで、同じ年度内でしたら無料で最大4回まで利用できます。



管理計画認定制度

管理計画認定制度は、適切に管理を行っている分譲マンションを市が認定する制度です。認定を受けるために分譲マンションの管理状況を把握し改善していけば、分譲マンションの

価値向上や、分譲マンションに住みたいと思っている方々へのアピールポイントにもなります。



管理状況の指標になり、認定されると分譲マンション共用部分リフォーム融資の借入金利引き下げなどの優遇もあります。



管理計画認定取得者に聞く!

私が住むマンションは200戸以上あり、一つの街のようなものです。住みよい街であり続けたいと思っています。また、住みよい街が増えていくことで、市全体の活気にもつながると考えています。



住民には良いマンションに住んでいると誇りに思ってもらい、地域の方々には街づくりの一助となっているマンションがあることを知ってもらいたい、という想いで認定を取得しました。

管理組合理事長 井上さん



地域×分譲マンション

マンションのなかには、周辺住民の憩いの場になっているものもあります。皆さんも、知らないうちにマンションの恩恵を受けていることもあるかもしれません。分譲マンションの一部が「地域や街の財産」として活用されている事例を紹介します。



周辺住民の憩いの場に

誰でも自由に通行できるよう分譲マンションの敷地を開放。ベンチにはお住まいの方以外も座って一息でき、地域に開かれたスペースとなっています。

花とみどりで地域に癒しを

分譲マンションのフラワークラブで花を定期的に植え替えています。地域の小学生の登校時の集合場所にもなっています。



住みよいマンション街のために。



Point!

自分たちの住まいは自分たちで守っていくもの。住んでいる方々が互いに協力し合い、適切に分譲マンションを管理しましょう。

また、上記のベンチや花壇の例のように地域に貢献している分譲マンションもあります。

分譲マンションに住んでいない

方々は、普段何気なく見ている分譲マンションを「地域や街の財産」という視点で見てください。そして、お住まいの方々は自らの財産としてはもちろん、地域や街の財産としても分譲マンションを管理する意識を持ちましょう。